

かがわ情報化推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、かがわ情報化推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内の産・学・官が、相互に連携・協力して、県全体の情報化を推進することにより、豊かで住み良い、活力のある香川の創造を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 地域情報化に関する普及啓発事業
- 二 地域情報化に関する調査研究事業
- 三 地域情報化に関する情報交流・情報提供事業
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、事業の円滑な運営に資するため、総会の下に運営委員会を設けるとともに、協議会の庶務事務を処理する事務局を設ける。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 協議会は、普通会员および特別会員で構成する。

2 普通会员は、協議会の目的に賛同する地方公共団体、企業、団体等とする。

3 特別会員は、協議会の目的に賛同し、かつ会長が協議会の目的達成のため特に必要と認めた者とする。

(入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(会費)

第7条 普通会员は、年会費1万円を納入するものとする。

第3章 役員

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

監事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 監事は、協議会の業務および会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第4章 会議

(総会)

第11条 総会は、会員によって構成し、原則として年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- 一 事業計画および収支予算
- 二 事業報告および収支決算
- 三 規約の改正

四 その他協議会の運営に関する重要事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、総会に付すべき事項のほか、第3条に定める事業の執行に関する企画、立案等について審議する。

- 2 運営委員会の委員は、会長が指名する。
- 3 運営委員会に委員長、副委員長を置くものとし、委員の互選により選任する。
- 4 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- 6 委員の任期は、2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第5章 会計

(会計)

第13条 協議会に要する経費は会費およびその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、香川県政策部情報政策課に置く。

- 2 事務局に、事務局長および職員を置く。
- 3 事務局長は、香川県政策部情報政策課長をもって充てる。

(細則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成18年12月8日から施行する。
- 2 設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。
- 3 第6条の規定は、平成18年12月8日現在において、財団法人香川情報化推進機構寄附行為第28条第2項の規定に基づくかがわ情報交流会の会員であり、協議会の会員に移行する者には適用しない。